

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第73号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年8月4日 23時50分ごろ	
発生場所	新潟県新潟市南東方沖の佐渡海峡 佐渡市所在の鴻ノ瀬鼻灯台から真方位128° 5.9海里付近 (概位 北緯37° 51.6′ 東経138° 35.7′)	
事故等調査の経過	平成22年8月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第二弘氣丸、19トン FK2-2301、個人所有</p> <p>B 漁船 第五惣伸丸、8.5トン NG2-1755、有限会社瀬里奈</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷船首部に擦過傷</p> <p>B 左舷船尾部のオーニング支柱曲損</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか2人が乗り組み、船長Aが前路に他船はいないと思い、船首部の死角を補う適切な見張りを行わず、佐渡海峡を石川県七尾市七尾港に向けて約11ノットの速力で自動操舵により西南西進していた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、佐渡海峡において漂泊して刺し網の揚網中、船長BがA船の接近を認めたが、A船が避けるものと思って作業を続けていた。</p> <p>両船は、平成22年8月4日23時50分ごろ、佐渡海峡において、A船の左舷船首部とB船の左舷船尾部が衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突に気付かずにそのまま航行を続け、海上保安部からの連絡で衝突したことを知った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2</p> <p>海象：平穏</p>	
その他の事項	<p>船長Aは、ふだん死角を補うため、船首を左右に振って前方の見張りを行っていた。</p> <p>船長Bは、A船が揚網中の自船を避けずに接近するので、衝突直前に機関を全速力前進にかけた。</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	A船は西南西進中、B船は漂泊して揚網中、佐渡海峡において、両船が衝突したものと考えられる。

	<p>船長Aは、前路に他船はいないと思い込み、死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、前路で揚網中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船の接近を認めた際、A船が避けるものと思い込み、揚網作業を続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、佐渡海峡において、A船が西南西進中、B船が漂泊して揚網中、船長Aが適切な見張りを行わず、また、船長Bが揚網作業を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>